2016 年 6 月 29 日更新

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

大東建託株式会社

当社では、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化すること、経営の透明性・効率性を向上させることを基本方針としています。このため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制の分離を推進し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する、当社の取り組み状況や取り組み方針は、以下の通りとなります。

第1章　株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】 Comply

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を明確に分離させています。加えて、複数名の社外取締役を選任し、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

【原則1－1. 株主の権利の確保】 Comply

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めています。

【補充原則1－1 ①】 Comply

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行うべきである。

当社では、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、株主総会後に全議案の賛成・反対要因の分析を行っています。

また、より正確な賛否を把握するため、株主総会当日の出席株主に対する賛否の出口調査を実施しています。出口調査の結果も含めた議案の賛否結果については、当社ホームページ等で開示しています。
（株主総会議決権行使結果：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html）

【補充原則1－1 ②】 Comply
上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しています。
また、当社の事業領域を「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」に区分し、事業領域毎に最高執行権限を持つ最高執行責任者を取締役の中から配置するとともに、経営会議に業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としています。
加えて、独立社外取締役を3名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。
当社では、自己株式の取得に関する決議を取締役会に委任しています。一方、株主還元方針として、連結当期純利益が100 億円を超え、かつ大型の資金需要がない場合等、一定の条件を満たしている場合は、連結当期純利益の 30%を目処として自己株式の取得に充てることを決定し公表しており、取締役会の決議は、この方針に基づき行っています。

【補充原則1－1 ③】 Comply
上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。
また、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

【原則1－2. 株主総会における権利行使】 Comply
上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。
当社では、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように開催日や開催場所等の設定を行っております。また、出席できない株主の皆さまについては、議決権行使書の郵送及びインターネットによる議決権行使方法を用意し、株主が議決権を行使しやすい環境を整えています。

【補充原則1－2 ①】 Comply

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合は、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しています。

そのため、当社が株主に十分な検討期間が必要と判断する株主総会議案については、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、速やかに情報を開示しています。

また、株主総会招集通知において、業績結果を適確に理解していただくため、グラフ等を用いて業績推移を示すとともに、役員の選任においては、各候補者から株主の皆さまに向けてのコメントを掲載するなど、株主の判断に資すると考えられる情報を提供しています。

【補充原則1－2 ②】 Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。

招集通知を法定期日より1週間以上前（株主総会開催日3週間以上前）に発送するとともに、発送日前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しています。

（株主総会招集通知：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html）

【補充原則1－2 ③】 Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っています。

【補充原則1－2 ④】 Comply

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。

当社では、2006 年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームに参加するとともに、招集通知の英訳を当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しています。

また、株主名簿に記載されている海外の信託銀行等へ招集通知の英訳を送付しています。

（株主総会招集通知＜英文＞：http://www.kentaku.co.jp/e/ir/shareholder.html）

【補充原則1－2 ⑤】 Comply

上場会社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めて

いません。
　ただし、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることとしています。
　今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインの検討・整備に努めてまいります。

【原則1－3. 資本政策の基本的な方針】 Comply
　上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

　当社は、売上高営業利益率7％以上、自己資本当期純利益率（ROE）20％以上を財務指標の方針として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討し、中期経営計画として開示しています。
　また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益に対して、配当で 50％、大型の資金需要等がない限り、自己株式の取得・消却で 30％、合計で 80％の総還元性向として開示しています。

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】 Explain
　上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。
　上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

　投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、①業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性、②その連結貸借対照表計上額が総資産の5％以下などの条件をすべて満たす範囲で行うことを基本的な方針としています。
　同株式の買い増しや処分の要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。
　また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

【原則1－5. いわゆる買収防衛策】 Comply
　買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

　当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則1－5 ①】 Comply

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、会社の所有構造に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示します。

また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

【原則1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、独立社外役員の意見に配慮しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて、株主総会や決算説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努めます。

なお、当社では、2011 年 2 月に大株主の異動を伴う自己株式の公開買付けを実施しました。その際、公開買付けの実施に至った検討過程や買付けの目的等の詳細を当社ホームページ等で開示するとともに、決算説明会や株主総会でも内容の概要の説明を行っています。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】 Comply

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。

また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えています。

（株主総会招集通知：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html）

（有価証券報告書：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/2015.html）

第2章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】 Comply
　上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。
　取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。中期経営スローガンを「賃貸住宅にできることを、もっと。」と定め、賃貸住宅にできること、大東建託グループにできることを追求し、人々の暮らし、街、そして地域の経済が活き活きとなる事業活動を当社グループ一丸となって進めています。
**　また、ステークホルダーとの協働を実践するため、当社の行動規範を定めるほか、社長をはじめとする経営陣が自らの言葉で全社員へ直接説明を行う機会である「経営計画発表説明会」を毎年開催し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。**

更新

【原則2－1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 Comply
　上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、“限りある大地の最有効利用を広範囲に創造し、実践して社会に貢献する”ことを経営理念としています。
**　さらに、その理念を具現化するため、「賃貸住宅にできることを、もっと。」を中期経営スローガンとして定め、2021 年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、当社ホームページやリーフレット等で開示するとともに、決算説明会等でも内容の概要を説明しています。**
（中期経営計画：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/keieikeikaku.html）

【原則2－2. 会社の行動準則の策定・実践】 Comply
　上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社では、経営判断から日常の業務遂行に係る「経営基本方針」、日常のビジネス活動における指針・基準とする「大東建託行動規範」、及び当社の一連の規則の中で特に重要な禁止事項である「大東御法度7箇条」を定めています。毎年開催される経営計画発表説明会において、役員・社員が上記の各行動準則を読み合わせ、確認を実施しています。
**　また、上記の各行動準則は、社内イントラや社員手帳へ掲載し、随時確認できる環境を整備しています。**

【補充原則2－2 ①】 Comply
　取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

年1回開催する全社員参加の経営計画発表説明会にて、社長をはじめとする経営陣が直接説明・確認を行い、全社員への浸透を図っています。

年1回開催する経営計画発表説明会後には、全社員を対象とするアンケートを実施し、経営陣の説明に対する共感点・ギャップ等の把握を行っています。アンケート結果については、集計結果に限らず個々の回答内容を取締役や執行役員等の経営陣に回覧し、情報の共有と各行動準則の浸透度の確認を行っています。

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】 Comply
上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社では、「環境基本方針」「環境行動方針」を定めるとともに、環境経営担当取締役を中心とした環境経営推進プロジェクトを設け、経営とリンクする戦略的な活動目標・実行計画を策定しています。
また、業務執行取締役や常勤監査役が参加する経営会議にて、定期的な活動報告を行い、進捗管理を行っています。
（当社の環境への取り組み：http://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/index.html）

【補充原則2－3 ①】 Comply
取締役会は、サステナビリティー（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を柱に、持続可能な社会の形成を目指し、事業特性を活かした総合的な取り組みを推進しています。
低炭素社会に向けては、事業所における節電活動の推進、廃棄物最終処分量の削減や賃貸住宅を活用した太陽光発電にも力を入れています。また、2014 年度から、オーナー様、入居者様及び取引先様等にも呼びかけ、ライトダウン運動を年2回実施しています。
循環型社会に向けては、高耐久と環境性能を両立させた新技術「エコプレカット工法」やリサイクル材の活用など、木材の効率的使用を進めています。
自然共生社会に向けては、輸入木材のほか、国産杉材を使用する取り組みを継続するとともに、森林管理・保護を推進する事業者から積極的に木材を調達しています。
（当社の環境への取り組み：http://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/environment/index.html）

【原則2－4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】 Comply
上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社では、女性従業員がいきいきと働き、かつ様々なフィールドで継続的に活躍できる職場環境づくりやワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援として、以下の4つの項目について積極的に推進しています。
①女性の活躍推進の支援について、社内の意識改革を図ること
②育児・介護等に関する両立支援制度の整備と社内周知
③女性従業員の職域拡大および女性従業員の積極的な採用
④女性従業員のキャリア形成や就業継続等について相談できるシステムの構築
特に、子育てと仕事の両立支援に関しては、従来からの育児休業や短時間勤務に加え、2014 年度より妊産婦向けにマタニティー休業・マタニティー短時間勤務制度を新たに導入し、男性社員向けには、配偶者の出産に伴う特別有給休暇制度を拡充しています。
また、2015 年度より人事総務部内（現人事部）にダイバーシティ推進課を設置するとともに、2015 年6月開催の定時株主総会にて女性社外取締役を選任するなど、女性従業員が安心して仕事ができる環境作りをさらに推進していきます。
（当社のワーク・ライフ・バランスや女性活躍への取り組み：http://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/about/p39-40.html）

【原則2－5. 内部通報】 Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程を策定し、かつコンプライアンス推進部門内に内部通報窓口を設けています。内部通報があった場合、コンプライアンス推進部門から関連部門へ調査・対応策の立案・実施の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行っています。

また、取締役会から指名を受けたコンプライアンス部門管掌取締役が、内部通報体制の運用状況について確認を行うとともに、必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を適宜行っています。

【補充原則2－5 ①】 Comply

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置しています。また、内部通報に関する社内規程により通報者が保護されるよう体制を整備しています。

第3章　適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】 Comply

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、当社ホームページや統合報告書等の様々な手段により積極的に開示を行っています。

（CSRの取り組み：http://www.kentaku.co.jp/corporate/csr/about/index.html）

（統合報告書：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/report.html）

【原則3－1．情報開示の充実】 Comply

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

（ⅱ）本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

（ⅰ）経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料及び統合報告書等にて開示しています。

（ⅱ）コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び統合報告書等にて開示しています。

（ⅲ）取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
また、2016 年6月開催の株主総会招集通知にも記載しています。

（ⅳ）社外取締役及び社外監査役の選任に係る社外役員の選任ガイドライン及び社外役員の独立性基準を定め、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。
また、取締役候補者の選任や次期経営体制は、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会（旧評価委員会）が中心となり毎年実施する取締役の相互評価に基づき決定することで、公正かつ透明性の高い手続きを行っています。

（ⅴ）新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

（決算資料・有価証券報告書：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/2015.html）

（統合報告書：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/report.html）

（株主総会招集通知：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html）

【補充原則3－1 ①】 Comply
上記の情報開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しています。
そのため、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努めています。

【補充原則3－1 ②】 Comply
上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社の株主構成を踏まえ、英語版の当社ホームページを開設するとともに、株主総会招集通知、決算説明資料、株主通信及び統合報告書の英語版を作成しています。併せて、これらを当社ホームページ等へ開示し、海外株主への英語での情報提供を進めています。
（英語版ホームページ：http://www.kentaku.co.jp/e/）

【原則3－2. 外部会計監査人】 Comply
外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、監査役会や経理部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人の適正な監査を確保しています。

更新

【補充原則3－2 ①】 Explain → Comply
監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
（ⅰ）外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
（ⅱ）外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

（ⅰ）外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っています。
また、2015 年 11 月に、会計監査人候補を選定するための基準及び会計監査人を適切に評価するための基準を制定し、これらの基準に基づき、外部会計監査人の候補選定及び評価を行っております。
（ⅱ）外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。
なお、現在の当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しています。

【補充原則3－2 ②】 Comply
取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
（ⅰ）高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
（ⅱ）外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
（ⅲ）外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
（ⅳ）外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

（ⅰ）外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しています。
（ⅱ）外部会計監査人から要請があれば、代表取締役をはじめ各業務執行取締役等の経営陣幹部との面談時間を設けて

います。

（ⅲ）会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役や社外取締役との連携を確保しています。
また、外部会計監査人と内部監査部門との直接的な連携がとれる体制はとっていませんが、常勤監査役が内部監査部門と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。

（ⅳ）代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としています。
また、監査役会は、常勤監査役が中心となり、内部監査部門や関連部門と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求めています。

第4章　取締役会等の責務

【基本原則4】 Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

（1）企業戦略等の大きな方向性を示すこと

（2）経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

（3）独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、経営の意思決定・監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。

社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役は全員社外監査役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

加えて、取締役の評価について、社外取締役や監査役がガバナンス委員として中心的な役割を担うことで、取締役がその役割や責務を適切に果たされるよう環境を整備しています。

【原則4－1．取締役会の役割・責務（1）】 Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで議論をしています。また、当社の事業推進に当たり、対処すべき社会的課題についてその対処方法等についても検討しています。

取締役会は、四半期に一度、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。各取締役は、業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

【補充原則4－1 ①】 Comply

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各事業分野毎の最高執行責任者・会議体・執行役員を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。

経営会議は、代表取締役が議長となり、各事業分野の最高執行責任者及び取締役会が指名した執行役員で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しています。経営会議の結果は、各取締役・監査役に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしています。

最高執行責任者は、「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」の各事業分野における担当取締役が選任され、取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき、各事業分野内における施策の決定や業務遂行を行っています。

事業分野毎の会議体は、最高執行責任者又は執行役員が議長となり、事業分野内の執行役員及び部門長等で構成され、

事業分野内での経営課題や業務執行に関して協議を行っています。
　執行役員は、各事業分野内に置かれる統括部門の責任者として配置され、上位組織で決定された事項に基づき、統括部門における業務遂行の実施責任を負っています。
（当社のコーポレートガバナンス体制：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/governance/top.html）

更新

【補充原則4－1 ②】 Comply
　取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

　当社グループでは、「賃貸住宅にできることを、もっと。」を中期経営スローガンとして定め、2017 年3月期から 2021 年3月期までの中期経営計画を策定し、売上高1兆 8,478 億円、営業利益 1,280 億円の実現を目指しています。
　中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢等を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で株主への説明を行っています。

【補充原則4－1 ③】 Comply
　取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）について適切に監督を行うべきである。

　当社では、満 60 歳を取締役の定年とするとともに、定年により退任あるいは辞任した取締役は顧問等の立場で当社グループに残ることのないよう制度化しております。また、上級管理職については2親等以内の親族の入社を認めず、世襲制を排除することとしており、経営の循環を促す仕組みとしています。
　また、次期代表取締役や新任取締役の指名にあたっては、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会（旧評価委員会）」が中心となり、取締役の相互評価や各取締役とのヒアリング結果等を踏まえた指名を行うことで、透明性・公平性の高い後継者の指名体制を整えています。

【原則4－2. 取締役会の役割・責務（2）】 Comply
　取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。
　また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

　業務遂行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識しております。取締役会や各取締役への提案は随時受け付けるとともに、毎年実施する執行役員研修を通じ提案機会を設けています。また、取締役会や経営会議等で承認された提案内容の実行は、最高執行責任者（各事業分野の担当取締役）等が中心となり、その実行責任を担っています。
　取締役（社外取締役を除く）の報酬については、当社業績及び株式価値の連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、2012 年3月期より株式報酬型ストックオプションを導入しています。

【補充原則4－2 ①】 Comply

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

取締役の報酬は、以下のとおり、固定枠（基本報酬）に加え、業績と連動させた変動枠（賞与）及び中期の業績向上を目的とした株式報酬型ストックオプションを設定しています。

1）固定枠（基本報酬）

年額 10 億円（うち、社外取締役5千万円以内）

2）変動枠（賞与）

当事業年度の連結当期純利益に 1.5%を乗じた額以内（上限 10 億円、当事業年度の連結当期純利益が 200 億円以下の場合は支給しない）

3）株式報酬型ストックオプション

年額 5 億 3,000 万円以内（取締役在任中の業績向上を目的としたAプラン、及び中期の業績向上を目的としたBプランの2種類）

【原則4－3. 取締役会の役割・責務（3）】 Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会（旧評価委員会）」（委員長：社外取締役）が中心となり、取締役の相互評価や各取締役とのヒアリング結果等に基づき、公正かつ透明性の高い取締役評価を行っています。

また、ネガティブな情報もポジティブな情報も公正に開示するため、重要なリリース内容はIR担当取締役が確認を行い、必要に応じて取締役会へ報告を行っています。加えて、情報の正確性・適時性を確保するため、社内及びグループ会社からの報告体制を構築しています。

さらに、関連当事者との利益相反取引が生じる場合は、取締役会にて審議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については、適宜報告を求めています。

【補充原則4－3 ①】 Comply

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

当社では、取締役の評価及び取締役候補者の選任は、下記の通り、社外取締役全員及び監査役全員で構成される「ガバナンス委員会（旧評価委員会）」（委員長：社外取締役）が中心となり、毎年第3四半期に行う業務執行取締役同士の相互評価に基づき、公正かつ透明性の高い手続きを行っています。

1）取締役の相互評価

代表取締役以下、業務執行取締役が、各担当事業領域の「当期業務結果、期末見通し、次年度以降のビジョン」のプレゼンテーションを行い、次の評価項目に基づき相互評価を実施し、評価資料はガバナンス委員長が回収・確認を行う。また、社外取締役による各取締役へのヒアリングを行う。

＜評価項目＞

・業務執行に係る評価項目

責任領域の定量評価、責任領域の定性評価、期中の適正な追加対策、他の役員からの助言組み入れ、組織鼓舞・適正な誘導、後進育成

・経営の監督・機能強化に係る評価項目

監督機能発揮、次なる経営前進に向けたビジョンの提示と論理性、取締役会・業務執行会議でのリーダーシップ、コンプライアンス・遵法への実践、経営全領域へのアイデアの提供・提言の実施、社外・ステークホルダーへの

影響発信

2）代表取締役による評価結果の検証

ガバナンス委員長は、評価結果を代表取締役に提出し、代表取締役は、その結果を踏まえて、各取締役の当該事業年度の評価、次事業年度の取締役としての在任の妥当性、取締役の任期満了の際は重任の可否、取締役の定年による退任の際は次期候補者等の検討を行う。

3）ガバナンス委員会への検討結果の報告

代表取締役は、検討結果に基づく次期取締役体制案をガバナンス委員会に説明し、委員会の同意を得る。

また、ガバナンス委員会の意見があった場合は、必要により次期取締役体制案の修正等を行う。

4）次期取締役体制の取締役会への上程・決議

代表取締役は、ガバナンス委員会の同意を得た次期取締役体制案を取締役会へ上程し、決議を得る。

併せて、評価やヒアリングの集計結果の開示を行うとともに、後日、各取締役へ個人別の相互評価の通知を行う。

【補充原則4－3 ②】 Comply

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

コンプライアンス推進部門やJ－SOX推進専門部署を設置し、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を構築しています。

コンプライアンス推進部門は、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っています。

また、J－SOX推進専門部署は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングしています。監査等の結果は、担当取締役及び監査役へ随時報告を行っています。

【原則4－4. 監査役及び監査役会の役割・責務】 Comply

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役4名は、全員社外監査役であり、独立した立場で監査役としての責務を果たしています。

また、各監査役は、公認会計士、弁護士、監督行政の経験者及びコンサルタント等、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有している者であり、それらの知識や経験を活かして、取締役会で意見を述べています。さらに、監査役全員は、社外取締役全員とともにガバナンス委員会（旧評価委員会）の委員として、取締役の相互評価にも関与しています。

【補充原則4－4 ①】 Comply

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役4名は、全員社外監査役であり、独立性の高い監査役会となっています。

監査役の中から、常勤監査役を1名選定し、業務執行取締役と常時意見交換できる体制としています。常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築して

います。
　また、取締役会以外においても、各監査役が適宜社外取締役と意見交換を行うなど、社外取締役との連携を図っています。

【原則4－5. 取締役・監査役等の受託者責任】 Comply
　上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

　株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、各ステークホルダーが必要とする情報提供を行っています。
　また、社外取締役を3名選任し、社外や株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役の業務執行の監督や経営計画への意見等を行っています。

【原則4－6. 経営の監督と執行】 Comply
　上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

　当社では、社外取締役3名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。

【原則4－7. 独立社外取締役の役割・責務】 Comply
　上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。
　（ⅰ）経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
　（ⅱ）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
　（ⅲ）会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
　（ⅳ）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

　独立社外取締役3名は、コンプライアンス、内部統制及び CSR に関する専門家、企業法務、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士及びコーポレートファイナンス業務の経験者から構成され、その専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する意見及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行っています。
　また、独立社外取締役は、ガバナンス委員会（旧評価委員会）の委員として、取締役の評価や選任等の手続きに関与しています。ガバナンス委員である独立社外取締役は、毎年実施する業務執行取締役の相互評価結果の確認を行っています。加えて、代表取締役が提案する次期取締役体制案については事前にガバナンス委員会の同意を得ることとしており、公正かつ透明性の高い取締役の評価や選任等の手続きを確保しています。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】 Comply

独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場企業は、上記にかかわらず、その取組み方針を開示すべきである

当社では、当社独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。

【補充原則4－8 ①】 Comply

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

各独立社外取締役は、取締役会以外にも適宜連絡を取り合い、意見交換を行っています。

また、各独立社外取締役の意見に基づき、必要に応じて、代表取締役に説明や改善を求めるなど、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでいます。

加えて、ガバナンス委員会（旧評価委員会）の委員として、各取締役の評価基準や報酬基準等の共通認識を高めることで、監督機能の向上を図っています。

今後は、取締役等をはじめ、執行役員や社員と対話する機会を増やすなど、業務執行状況を独立社外取締役がより正確に把握できる環境を整備する予定です。

【補充原則4－8 ②】 Comply

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

独立社外取締役3名の互選により、独立社外取締役の笹本雄司郎氏を筆頭独立社外取締役に選定しています。

同氏が、筆頭独立社外取締役として、経営陣や監査役、監査役会との連携・調整にあたる体制を整備しています。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 Comply

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社では、独自の「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定しています。

（株主総会招集通知：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html）

（有価証券報告書：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/2015.html）

【原則4－10. 任意の仕組みの活用】 Comply
上場会社は、会社法が定める機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社では、ガバナンス委員会（旧評価委員会）を設け、取締役の相互評価や次期取締役体制等の検討を行っています。ガバナンス委員会は、社外取締役3名全員及び監査役4名全員（全員とも社外監査役）にて構成され、ガバナンス委員会が、取締役評価や次期取締役体制の検討に関与することで、代表取締役や取締役会の独断を牽制し、統治機能の強化を図っています。

【補充原則4－10 ①】 Comply
上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社では、独立社外取締役を3名選任しています。取締役会の過半数には達成していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。
また、補充原則4－3①で述べたとおり、社外取締役3名全員及び監査役4名全員（全員とも社外監査役）にて構成されるガバナンス委員会（旧評価委員会）を設け、公正かつ透明性の高い取締役の評価や次期取締役体制の検討を行っています。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 Comply
取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。
取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、「建築事業本部」「不動産事業本部」「経営管理本部」「関連事業本部」の各事業分野に精通した業務執行取締役と、コンプライアンス、内部統制及び CSR に関する専門家、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士及びコーポレートファイナンス業務の経験者からなる社外取締役で構成されています。
当社の監査役会は、公認会計士、弁護士、監督行政の経験者及びコンサルタント等からなる社外監査役4名で構成され、そのうち2名は公認会計士として財務・会計に関する豊富な知識を有しています。
また、取締役の相互評価やガバナンス委員会（旧評価委員会）による評価結果の確認等を通じ、取締役会の実効性の分析や機能向上に努めています。

【補充原則4－11 ①】 Comply
取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社の取締役会は、取締役が 10～12 名、監査役は3～4名の規模で構成しています。社外取締役は2～3名、監査役は全員社外監査役とすることを基本的な考え方としています。
業務執行取締役は、補充原則4－3①で述べたガバナンス委員会（旧評価委員会）が中心となり実施する業務執行取締役同士の相互評価結果に基づき選任を行っています。
社外取締役及び社外監査役は、性別を問わず、当社の社外役員の選任ガイドライン及び社外役員の独立性基準に基づき選任を行っています。また、社外取締役は、コーポレートファイナンス、コンプライアンス、リスクマネジメント、弁護士等

の多様な専門性を、社外監査役は公認会計士、弁護士、監督行政の経験者、コンサルタント等の高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しています。

現在は取締役会出席者17名中７名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員（社外取締役3名、社外監査役4名）であり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっています。

【補充原則4－11 ②】 Comply

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

社外取締役3名のうち1名が、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。

社外監査役4名全員は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

（株主総会招集通知：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html）

（有価証券報告書：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kessan/2015.html）

【補充原則4－11 ③】 Explain

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社では、社外取締役全員及び監査役全員で構成されるガバナンス委員会（旧評価委員会）が中心となり、毎年第3四半期に業務執行取締役同士の相互評価やガバナンス委員によるヒアリングを行うとともに、ガバナンス委員会による相互評価等の結果確認を通じ、取締役会の実効性の分析や評価を行っています。

上記の結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しております。

【原則4－12. 取締役会における審議の活性化】 Comply

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

社外取締役は、自身の高い専門的な知識や豊富な経験に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っています。

社外取締役以外の取締役についても、取締役会に上程された審議事項について、意見や指摘を行うなどしています。

【補充原則4－12 ①】 Explain

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

（ｉ）取締役の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること

（ii）取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること

（iii）年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと

（iv）審議項目数や開催頻度を適切に設定すること

（ｖ）審議時間を十分に確保すること

取締役会は、月１回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確保しています。

取締役会に上程される事項は、原則として経営会議（業務執行の最高意思決定機関）で事前に審議されることから、業務執行取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しています。また、社外取締役や常勤監査役以外の監査役には、経営会議の開催通知の写しを送付し、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めるとともに、必要に応じて経営会議に出席するなどして、必要な事前準備の機会を提供しています。

なお、現在は議題の要約を事前配布していますが、今後要望があれば資料の事前配布を行います。

【原則4－13. 情報入手と支援体制】 Comply

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要となる情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っています。

監査役については、現在、監査役を支援する人員を配置していませんが、監査役の職務の必要に応じ、適宜各部門の人員が支援にあたる体制としています。

【補充原則4－13 ①】 Comply

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、適切な意思決定を行うため、自身が保有する情報に不足がある場合は、取締役会事務局である総務部や関連する部門へ情報や資料の提供を求めています。なお、社外取締役が適切なリスクテイクを支援できる体制として、当社では業務執行の意思決定に必要な情報を社外取締役が適宜入手できるよう、取締役会に担当責任者が適宜出席し、案件の説明と質問への回答の機会を確保しています。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合は、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門へ説明、必要とする情報や資料の提供を求め、取締役及び監査役から要請を受けた部門は、適宜情報や資料を提供しています。

【補充原則4－13 ②】 Comply
取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

中長期の市場環境の予測、コーポレートガバナンス体制の有効性の検証、市場ニーズの把握等、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っています。
それに伴い生じる費用は、取締役や監査役の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則4－13 ③】 Comply
上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

内部監査室における監査結果及び社員へのインタビューにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜取締役や監査役へ報告がなされています。報告された問題点等については、取締役会や監査役会から担当部署へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っています。
また、当社では、社外取締役や社外監査役の指示を受けて、社内との連絡・調整を行う事務局を設置していませんが、各事業分野における担当取締役や常勤監査役を通じて、本社各部門が、常時、社外取締役や社外監査役からの依頼を受けられる体制を採っています。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】 Comply
新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとらえられているか否かを確認すべきである。

当社では、取締役及び執行役員の全員を対象として年1回、取締役、監査役及び執行役員の全員を対象として年1回、それぞれ研修を行い、取締役、監査役及び執行役員の知識や能力の向上を図っています。
また、各取締役、各監査役及び各執行役員に対しては、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入及び人的ネットワーク（異業種交流）への参加を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役及び執行役員の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

【補充原則4－14 ①】 Comply
社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

取締役、監査役及び執行役員の全員を対象として、コーポレートガバナンス、事業倫理、危機対応及び組織マネジメント等をテーマとした外部講師による研修会を、毎年、株主総会終了後に実施しています。
新任取締役や執行役員へは、全社員を対象とした教育プログラムにて、コーポレートガバナンス研修を実施しています。
また、上記の研修会に加え、毎年12月に、取締役及び執行役員の全員に対して、次年度以降のビジョン提言等の研修を行っています。

【補充原則4－14 ②】 Comply

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

取締役及び執行役員の全員を対象とした研修会を年1回、取締役、監査役及び執行役員の全員を対象とした研修会を年1回、それぞれ実施するプログラムを設けています。

第5章　株主との対話

【基本原則5】 Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

また、当社の株主構成を踏まえ、海外投資家に対しても、経営トップによる対話を米国・欧州・アジアでそれぞれ年1回以上行っています。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】 Comply

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画室をIR担当部署としています。

株主や投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、逐次、現場見学会やスモールミーティングを実施しています。また、当社の株主構成を鑑み、毎年、米国・欧州・アジアにて投資家訪問及び説明会を必ず年1回以上実施することを基本方針とし、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

【補充原則5－1 ①】 Comply

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）の対応は、経営企画室のIR担当者にて行っています。

また、株主の希望や面談を行う株主の所有株式数に応じて、社長やIR担当取締役が面談に対応しています。

【補充原則5－1 ②】 Comply

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

（ｉ）株主との対話全般について、下記（ⅱ）～（ⅴ）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

（ⅱ）対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

（ⅲ）個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み

（ⅳ）対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

（ⅴ）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、IR担当取締役を選任し、IR担当取締役が経営企画室、経理部、総務部等のIR活動に関連する部署を管掌し、日常的な部署間の連携を図っています。

経営企画室にて、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに四半期毎の決算説明会を開催し、社長又はIR担当取締役が説明を行っています。加えて、米国・欧州・アジアの投資家向けに、それぞれ海外IRを年1回以上実施し、社長やIR担当取締役が説明を行っています。さらに、IR活動に加え、機関投資家の議決権行使担当者との対話を進めるため、SR訪問も実施しています。

海外IRの訪問結果については、取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っています。

また、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

【補充原則5－1 ③】 Comply

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

毎年3月末及び9月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、実質的に当社の株式を所有する株主の調査を実施し、実質の株主の把握を行っています。

調査により判明した情報は、海外IR等にて活用しています。

【原則5－2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】 Comply

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

中期経営計画を策定し、売上高、営業利益、自己資本当期純利益率（ROE）及び 1 株当たり当期純利益等の目標値を、当社ホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。

また、中期経営計画は、業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行っており、変更が生じた際は、変更の背景や内容について、決算説明会や株主総会等で説明を行っています。

（中期経営計画：http://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/keieikeikaku.html）

以上

2015 年 6月 1 日 公開
2015 年 6月 26 日 一部改訂
2016 年 6月 29 日 一部改訂